

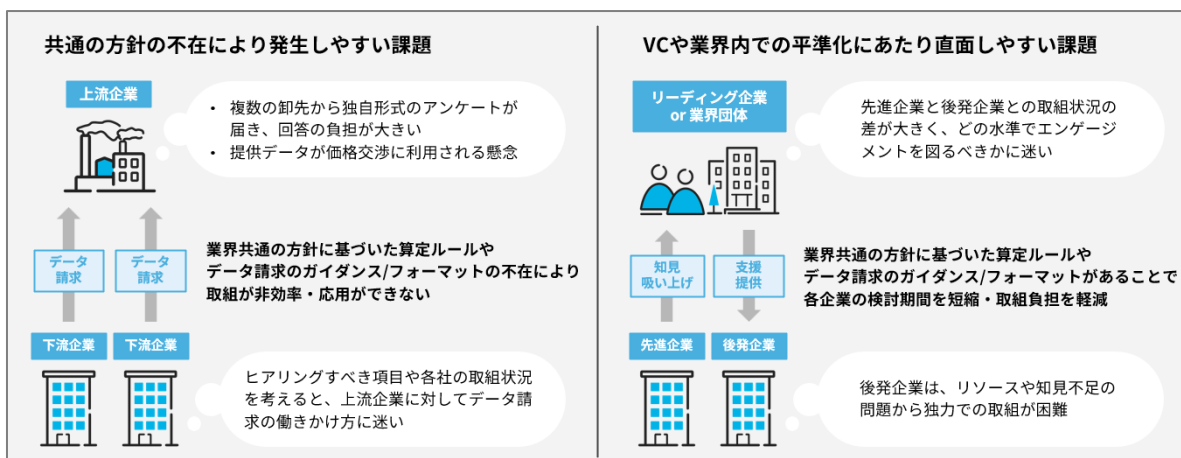
令和8年度バリューチェーン全体での脱炭素化推進モデル事業 (業界団体・企業群支援) 公募要領

1 背景

我が国の GHG 排出量を 2050 年までに実質ゼロとするためには、自社における排出量 (Scope1, 2) 削減への取組だけでなく、取引先のサプライチェーン排出量 (Scope3) の削減も重要であり、Scope3 削減のためには、バリューチェーン (以下「VC」という。) 上の取引先企業から実測されたデータに基づく値 (1次データ) を受領する取組と VC 上の企業の排出削減が重要となる。

一方で、エンゲージメントの動きが進むに伴い、エンゲージメントを受ける企業においても複数の取引先から各々の形式でデータ提供要請を受ける等により、対応の負担増に苦慮するケースが増えている。そうしたエンゲージメントに係る諸課題の解決に向けては、業界でエンゲージメントの進め方や1次データの取得方法等について統一的なエンゲージメント方針を策定した上で推進する方法が有効と考えられる。そうした状況を踏まえ、環境省では令和6年度より、業界共通の Scope3 算定・1次データ取得のルールやエンゲージメント方針のガイドライン策定に向けたモデル事業を実施し、業界内で取組を継続・自走できるよう支援を進めている。また、得られた知見を踏まえ「バリューチェーン全体の脱炭素化に向けたエンゲージメント実践ガイド」を更新し、取組指針等の整理も進めている。

本業務では、昨年度に引き続き、業界内のデータ連携の促進や後発企業の支援を目的とし、業界共通のScope3 算定・1次データ取得のルールやエンゲージメント方針のガイドライン策定に向けた支援を行っていく。



【エンゲージメントにおける諸課題 (イメージ)】

なお、本モデル事業の運営は、環境省から委託を受けたe-dash株式会社 (以下「e-dash」という) が事務局となって実施する。

2 モデル事業の内容

2.1 公募の対象

本モデル事業に応募できる企業・団体は、以下の A) 又は B) に示すような複数主体から成る検討グループとし、検討グループを代表する 1 者が応募申請者（代表）となる。A) 及び B) の 2 パターンを合わせて 3 団体程度の採択を想定するが、それぞれ業界団体又は企業単独での応募は認めない。

応募に際し、検討グループは代表及び策定する共通ルールの執筆者を必ず選定することとし、代表は業界団体の事務局又は企業のいずれも可とする。検討グループの構成メンバー全員が本モデル事業の応募条件に同意しており、検討グループの代表・共通ルール等の執筆者が確定していることを前提とする。検討グループは、事務局支援のもと、目標設定や共通ルールの検討を実施し、次年度以降の取組に関するロードマップを策定すること（本モデル事業期間中に共通ルールの策定が完了しなかった場合には、完成までの工程を示したロードマップも策定すること。）。なお、策定した業界ルールに対しては、業界団体に所属する検討グループ以外の企業や、検討グループ内企業の取引先に対してヒアリング実証を行うこと。

- A) 業界団体及び同業界に属し代表で検討に参加する企業群で参加
- B) 業界におけるリーディング企業群

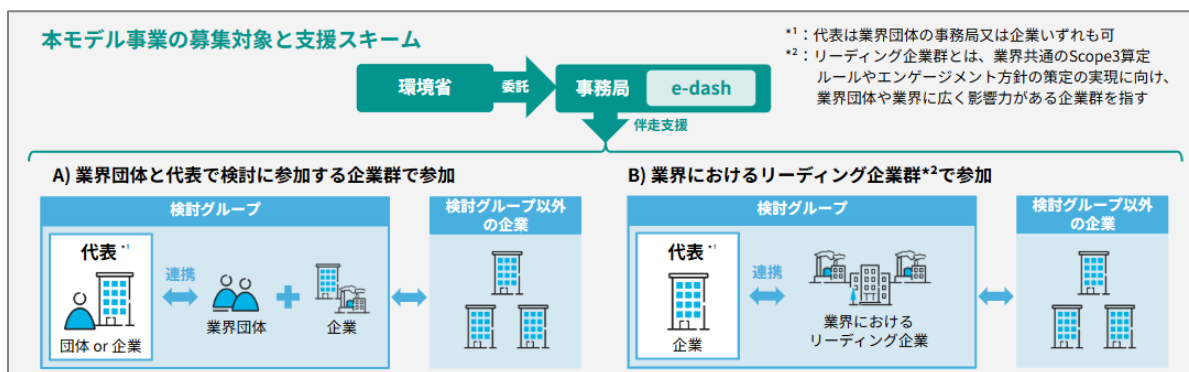
※リーディング企業群とは、業界共通の Scope3 算定・1 次データ取得のルールやエンゲージメント方針の策定の実現に向けて、業界団体や業界に広く影響力がある企業群を指す。

また、本モデル事業において支援の対象となる共通ルールは Scope3 算定に基づく連携のための業界共通ルールであり、一例を下図に記載する。

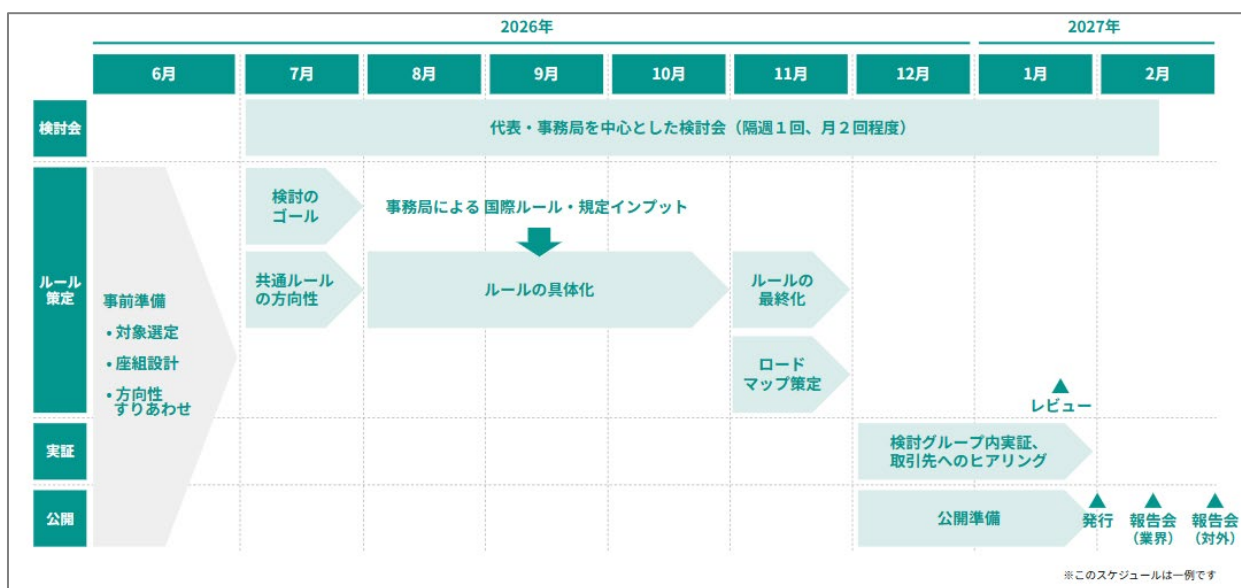
支援の対象となる共通ルール（例）

支援対象	Scope3 算定の業界共通ルール、1 次データ連携のための業界ルール・ガイダンス、調達基準等
対象とならない共通化	再エネ共同調達、CFP表示ルール検討（※）

（※）環境省 別事業において実施



【検討グループのイメージ】



【役割分担とスケジュール（一例）】

2.2 検討グループに求められる役割と事務局による支援の進め方

採択された検討グループは、令和8年7月初旬～令和9年3月中旬の約8か月間（最後の1ヶ月は主に各種報告・取りまとめ対応を行う。）、事務局支援のもと、業界のScope3算定・1次データ取得のルールの共通化や、エンゲージメント方針策定に向けた検討を行う。検討グループは、自らが主体的に取組を行い、事務局はその一連の取組に対し、専門的助言を行い、本モデル事業実施後も取組を継続・自走できるように支援する。なお、各議論における合意・決定は検討グループにて行うこととする。加えて、検討グループは、策定した業界ルールに対する意見出しや実証に当たり、業界団体に所属する検討グループ以外の企業や検討グループ内企業の取引先に対し、自らが働きかけ、意見出しやヒアリングに協力してもらうこと。また、前述のとおり、検討グループは、次年度以降の取組に関してのロードマップを策定すること（本モデル事業期間中に共通ルールの策定が完了しなかった場合には、完成までの工程を示したロードマップを策定すること。）。

業界共通のガイダンス策定に向けて想定されるステップと、取組内容の一例を下図に記載する。なお、検討グループは、令和9年2月～3月を目途に、本モデル事業の結果についての報告会（以下A）、B）を想定。）を実施すること。更に事務局が開催する本モデル事業合同報告会及び環境省が別途開催する「脱炭素経営フォーラム」（仮称）にも参加すること。

- A) 業界団体と代表で検討に参加する企業群で参加の場合、業界団体のうち検討に参加していない団体会員に対する報告会
- B) 業界におけるリーディング企業群で参加の場合、関連業界内における不参加の企業群や団体等に対する報告会

申請時・初期		後期	
ステップ	ゴール設定	共通化の検討	検証
検討グループの取組	共通化の対象・目的の確認	各社の既存ルールの整理	検証
	中長期の目標・計画の確認	国際規定・ルールの調査	共通ルール方針のアップデート
事務局の支援例	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業内の検討計画やゴールを明確化するための助言 中長期的な業界の目標・計画に対する助言 	<ul style="list-style-type: none"> 国際規格や環境省の「エンゲージメント実践ガイド」に基づいたアドバイス 業界共通ルールの方針整理や共通化に向けた論点出し 排出原単位の選択優先順位や按分計算の標準ルールの体系化に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> 取引先へのヒアリングや実効性検証に必要な項目整理やクラウドサービス等のツール提供 PCR運用等の専門知見に基づくロードマップ策定のアドバイス 共通ルールとしての仕組み化支援

※これらの取組は全て一例です

【想定される取組内容（一例）】

2.3 本事業の成果物

参加団体は、本事業に取り組んだ成果として、策定した業界共通ルール及び次年度以降の取組のロードマップを、令和9年2月末までに環境省 地球環境局地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室に報告することとする。（結果に係る公表は前提としていないものの、秘匿性に配慮した上でのバリューチェーン脱炭素化に向けたエンゲージメント実践ガイド等への掲載や政府からの発信に係る協力をお願いしたい。）

3 モデル事業への参加方法

3.1 応募手続及び支援先企業等の採択

3.1.1 応募手続

応募申請者（代表）は、申請書に必要事項を記載し、提出期限までに下記提出先へ電子メールにて提出すること。

提出された申請書は本モデル事業の採択に関する審査及び採択後の支援メニューの検討以外の目的には使用しない。

3.1.2 募集期間

令和8年5月18日（月）～6月15日（月）17時00分 必着

3.1.3 申請書提出先

令和8年度バリューチェーン全体での脱炭素経営推進のためのモデル事業事務局
E-mail: R8VC@e-dash.io（事務局宛）

3.1.4 採択基準と採択数

次の評価項目を踏まえ、申請内容を総合的に評価し、取組内容や企業規模、業種などのバランス等を勘案しつつ、採択先を選定する。必要に応じて、申請書を提出した応募申請者（代表）に対し事務局から、申請書の内容に関する問合せやヒアリングを行う場合がある（審査及び審査内容は非公開）。

応募条件を満たしている申請の中から、申請書の記載内容とヒアリング結果を総合的に考慮し、「2-1. 公募の対象」で示す A) 及びB) の2パターンを合わせて3団体程度の採択を予定する。

【選定基準】

- 必須要件
 - 業界団体・企業単体の取組ではなく、業界に広く影響力がある団体や企業が参加している
 - ガイダンスやルール策定に取り組む対象（Scope3算定・1次データ取得ルール等）が決まっている
 - サプライチェーン排出量削減等に関する業界の取組の中期的な目標や計画、本モデル事業でのゴールが明らかである
 - 検討に必要なリソースを確保しており、参加者/企業の役割分担が明らかである
 - 議論のとりまとめを行う代表者や執筆責任者が決まっている
 - ルールの最終化のプロセスが明らかである
 - 本モデル事業での取組内容について環境省/政府からの発信に協力できる
 - 策定したルールについて業界内に幅広く普及させる見込みがある
 - 検討グループ内の企業1社以上がScope3算定と1次データ取得に係るエンゲージメントの実施経験がある
- 加点要件
 - 支援事業にて検討した共通ルール・ガイダンスを業界に普及させるための実現性のある計画がある
 - 検討グループ内の企業2社以上が1次データ取得に係るエンゲージメントの実施経験を有している

4 その他、免責事項等

- ・ 応募申請者（代表）及び構成企業が環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ・ 応募申請者（代表）は、本モデル事業の採択に関する審査及び採択後の支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省並びに環境省の委託先事務局であるe-dashにも共有されることに同意すること。

- ・ 本モデル事業に関する構成企業の交通費等は、各構成企業が負担すること。
- ・ 支援先企業等の名称は、環境省 WEB サイト等において公表する。また、不採択となった応募申請者（代表）の名称は公表しない。
- ・ 本モデル事業において作成した資料の著作権は環境省、e-dashに属し、構成企業は非独占的使用権を許諾されるものとする（複製、改変に関しては自己利用のみ可能。）。
 - 合同報告会にかかる資料の著作権については、支援先企業等に属するものとする。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定（下記 URL）に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。
 - 環境省著作権・リンクについて：<http://www.env.go.jp/mail.html>
- ・ 本モデル事業において、環境省、e-dashに提供された企業情報及び個人情報については、本モデル事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省、e-dashが使用することに同意すること。
- ・ 本モデル事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本モデル事業を中止する場合がある。
- ・ 構成企業は、構成企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。

以上